

議事日程（一般質問日） 令和3年3月12日 午前9時開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第 1 号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 3 議案第 2 号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 4 議案第 3 号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第 4 号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第 5 号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第 6 号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第 7 号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第 8 号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第 9 号 木曾岬町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 木曾岬町立輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第17 議案第16号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第17号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第 19 議案第 18 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 19 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 20 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 21 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 22 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について
- 日程第 24 議案第 23 号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 古 村 護 君 | 2 番 | 鎌 田 鷹 介 君 |
| 3 番 | 加 藤 眞 人 君 | 5 番 | 伊 藤 守 君 |
| 6 番 | 服 部 英二夫 君 | 7 番 | 三 輪 一 雅 君 |
| 8 番 | 中 川 和 子 君 | 9 番 | 伊 藤 好 博 君 |

欠席議員（0名）

議場出席説明者

| | | | |
|-------------|-----------|---------|-----------|
| 町 長 | 加 藤 隆 君 | 副 町 長 | 森 清 秀 君 |
| 教 育 長 | 山 北 哲 君 | 総務政策課長 | 小 島 裕 紹 君 |
| 総務政策課副参事 | 中 山 重 徳 君 | 危機管理課長 | 伊 藤 雅 人 君 |
| 会 計 管 理 者 | 山 田 克 己 君 | 産 業 課 長 | 多 賀 達 人 君 |
| 建 設 課 長 | 内 山 幸 治 君 | 住 民 課 長 | 伊 藤 正 典 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 松 本 大 君 | 税 務 課 長 | 藤 井 光 利 君 |
| 教 育 課 長 | 黒 田 和 弘 君 | | |

事務局出席職員

事務局長 平 松 孝 浩 議会事務局 渡 辺 千 智

=====

午前 9 時 0 分開議

○議長（服部英二夫君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても御出席いただきありがとうございます。

さて、令和3年第1回定例会は3月1日に開かれまして、本日は一般質問日でございます。この後、行われます一般質問並びに議案審議に際しまして、慎重な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問について

○議長（服部英二夫君） 日程第1、一般質問についてを行います。

一般質問の通告を受けておりますのは、

- ① 1番議席 古村 護 君
- ② 2番議席 鎌田 鷹介 君
- ③ 5番議席 伊藤 守 君
- ④ 8番議席 中川 和子 君
- ⑤ 3番議席 加藤 真人 君、以上5名の方々でございます。

一般質問の発言の順番は、定例会開会日の議会運営委員長報告のとおり、受付順に発言していただきます。なお、質問内容は、簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、初めに、1番議席、古村護君の質問を許します。

登壇の上、お願いします。

○1番（古村 護君） 議長、1番。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、古村護君。

○1番（古村 護君） おはようございます。

令和3年第1回木曾岬町議会定例会一般質問日に当たり、2つの事項について質問をさせていただきます。

1点目として、町の道路整備についてでございます。本年2月16日未明に、国道23号線三崎地内の県道バイパスが供用開始されました。農免川西幹線道路から町道雁ヶ地・福崎線を経て、木曾岬干拓地に向けた新たなアクセス路が整備されたことにより、町内南北の交通機関が拡充し、利便性は大きく向上するものと考えられるところではありますが、一方で、周辺町道の今後の車の流れの変化にも注視し、対応していく必要があるかと思っています。

そうした道路の1つに、町道鍋田川線があります。この道路は、昼夜を問わずとりわけ交通量の多い道路で、大型車両の通過交通も大変多く、1日何台の交通量があるのでしょうか。舗装等の傷みにより、騒音、振動による沿線の生活環境は著しく悪化してきており、改善を願う声も多く聞かれます。また、毎年のように舗装修繕等の工事が行われておりますが、抜本的な改善につながっていないのが現状ではないでしょうか。

道路管理者として、今ある道路の維持、補修を行うことは必要なことですが、一方で、

以前よりその整備が求められている名古屋第三環状線について、国や県、その他関係機関に対して、これまで進められてこられたこと、また、今後進めていこうとすることなど、町長のお考えをお聞きします。よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 1 番議席、古村護君の質問に対して、町長、御答弁を願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

昨日は、3月11日は、東日本大震災の日から早くも10年の月日がたちました。各地では、様々な追悼の催しが行われたところでございます。改めて、犠牲になられた多くの方々に心からの御冥福をお祈りさせていただくとともに、被災地の全ての皆さん方、今なお大変な御心痛やら御苦労いただいております。心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

そうした中、本日は、令和3年の第1回の本曾岬町議会定例会、本日は一般質問日でございます。今期定例会は、去る3月1日に招集、開会されまして、今期定例会には令和2年度の補正予算、それから、条例の制定、改正案、それから令和3年度の当初予算など、合わせて26議案を提出させていただき、初日には3議案について御審議いただき、御承認いただきました。他の23議案につきましては、それぞれ両常任委員会に付託をいただき、先般、常任委員会で御審議いただいたところでございます。

そうした中、本日は一般質問日を迎えましたが、今期定例会には5人の議員の方々から御通告いただき、御質問をいただいております。それぞれ誠意を持って答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、先ほどの1番議席、古村護議員の町の道路整備についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

町の道路整備につきましては、国道や県道と道路ネットワークを形成し、南北の連携強化を図るとともに、安全で円滑な移動を確保し、町内へ進出を希望する企業さんに対して、必要不可欠な社会基盤整備でございます。

御質問いただきました町道鍋田川線の交通量の問題でございますが、平成23年度に調査を実施いたしております。1日24時間当たりの交通量は4,623台、そのうち大型車両の通行量は1,035台となっております。

次に、鍋田川線の舗装修繕工事についてでございますが、平成26年度から延長4.2キロメートルの区間において、先ほどの交通量に見合った舗装修繕工事を実施しており、この3月の補正予算によって完了見込みとなっております。さらに、沿線に民家が建ち並んでいる延長約2.7キロの区間におきましては、平成27年度から平成30年度の4か年で、路肩部にラバーポールを設置いたしました。このことによって、通過車両のスピードや路肩部の走行が抑制され、騒音、振動などについて、少なくともこの2年間、町に対

して沿線の方々からの御意見をいただくようなことはなくなっております。

しかしながら、この当該町道は幅員が狭い上に大型車の通行が多いことから、交通量の分散を図るために県道バイパスの促進を要望しつつ、愛知県側に計画されております、御案内の国道155号線、名古屋第三環状線ですが、これについて、弥富市さんと連携、協力をいただきながら、特に先般、弥富市長さんと共々に、名古屋第三環状線の早期着工に向けて繰り返し要望活動を続けてきたところでございますが、本年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大ということで、愛知県庁への要望活動は残念ながら断念せざるを得ない状況が続いておりましたが、今年1月、弥富の市長さんと共々に、愛知県の県会議員さんに対して、当該道路の整備の促進要望を行ってきたところでございます。

今後とも三重県と連携を取りながら、さらに関係機関への要望活動をしていきたいと考えているところでございます。

まず、道路の整備につきましては、以上のことを申し上げ、御理解を賜りたいと思いません。

○議長（服部英二夫君） 古村護君、よろしいですか。

○1番（古村 護君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、古村護君。

○1番（古村 護君） ありがとうございます。

先ほどお伺いしましたように、平成23年度の交通車両4,623台、大型車両はそのうち1,035台ということでお聞きしました。

これは後でまたお答えいただいて結構だと思うんですけども、町道鍋田川線については、一般道路として考えた場合に計画交通量があったと思うんですけども、当初の設計時の。その計画交通量等をまた教えていただければと思います。

その前に1つ先ほどの中で、早期着工について、本年1月に県会議員の皆さんともお話をされたということでございますけれども、名古屋第三環状線が基本的にずーっと整備がされていないんですね。愛知県の海部事務所のネットのページを見ると、掲載時が2012年8月27日の更新で、名古屋第三環状線、弥富について、国道1号から伊勢湾岸自動車道までの約8.3キロでありということ記載がしてあって、これまでに国道1号から南へ約0.4キロの区間及び伊勢湾岸自動車道から北へ約1.1キロ区間が供用開始されていますということで、それが2012年8月27日の海部事務所のウェブのページでした。

それを見せていただいて愕然としたというか、もう少しスピード感があればなというふうに思ったのと、それから、弥富市の都市計画マスタープラン2012年3月版で見せていただくと、都市構造の構成という中で、道路については広域幹線軸として名古屋第三環状線が示されておまして、この表示が実線であることから、ルートはもう既に確定しているものと思われまして、やはり早く着工していただけるように、より要望してい

ただくとありがたいなと思っております。

また、その間、これから先、随分長くかかると思うんですけども、長くかかる間に、やはり先ほどあんまり御意見もなかったというお話もございました、振動、騒音に関して。でも、名古屋第三環状線の代わりを担っているというふうに、逆説的に言えば考えられるのが町道鍋田川線でありますので、図らずしもそれが担っているとしたら、当然補修も必要でしょうけれども、早急な整備がもっと必要なのかなと思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） 古村議員の御質問に対して答弁させていただきます。

まず、今までの計画交通量でございますが、今回、当初の設計交通量ではなく、舗装設計の交通量を見合っております。今回、舗装修繕を行うに当たっては、大型車交通量で設計しております。今回それについては、1日一方向610台という形で検討しております。先ほど1,035台と言っていますので、これは両方向でございますので、いわゆる1,200台の交通量があるという前提で設計しているものでございます。これが設計交通量でございます。

名古屋第三環状線の進捗状況でございます。

先ほど議員御指摘がありました整備区間0.4キロ、弥富木曾岬インターから1.1キロというのは既に開通しているところでございます。現在、愛知県で施工しているのが、まず、北側からいきますと、前ヶ須町と言われる部分がございます、これは弥富市の中心街になるんですが、そこで0.4キロ事業着手しているという状況になります。

一方で、今度は南側に行きますと、既に開通しているところから国道23号までの1.4キロについて、今事業中ということでございます。現場のほうへ行っていただきますと、ある程度、道路の形状とかは見えているのかなと思っております。ただ、海部建設事務所ホームページにはなかなか更新されていないという状況になっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 古村護君、よろしいですか。

○1番（古村 護君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、古村護君。

○1番（古村 護君） 1つ確認ですけれども、平成31年でしたか、弥富市と海部事務所のほうで、さっき0.4キロ以降のところについて用地測量に入られたかと思うんですけども、その辺の後のところの動きなんかは御存じでしょうか。よろしく申し上げます。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） 残りの、23号からいわゆる未着手区間と言われるところが

今現在5キロほどございますが、おおむねのルートは決まっているかと思えます。都市計画道路でございますので、ルートは決まっているかと思うんですが、ただ、明確にここであるというところまでは示されていないと。用地測量、明確にここだということろがされていないというのが現状になります。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 古村護君、よろしいですか。

○1番（古村 護君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、古村護君。

○1番（古村 護君） ありがとうございます。

先ほど少し僕の質問の仕方が足りなかったのかも分からないんですけども、名古屋第三環状線が今後整備されていくにしても相当長期の時間が必要かと思うんです。それまでの間、鍋田川線沿線に住まわれている方々はやはり、それほど苦情等もないよというお話もいただきましたけれども、今後、当然道路は傷んでいくわけでしょうし、先ほど言われたラバーポール等の設置によって確かに路肩部分についてはかなり守られていると私も認識はしておりますけれども、それまでの間に、もちろん今回の継続事業なりで道路の補修等はされますけれども、もう少し何か手だてがあるのかなど。そういった方々について、ずーっとそれまでの間我慢してねという話なのかもしれませんけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 古村議員御存じのように、私は就任以来、町道鍋田川線については非常に心配をしております。だから、当時は非常に、当然補修工事をずーっと毎年続けておりましたが、痛みが早かったです。ですから、その繰り返しをいつまでかやっておってはいかんということで、今、最終になっておりますけれども、補修整備については、そういったことの心配のないようにしっかりと改修をしようということで取り組んでまいりました。それがちょうど今年度の今の補正予算で一巡して完成するというようになってきております。

したがって、そういったことについても、しっかりと私どもとしても対応しておるつもりでございます。そして、また、一方では、やはり大型車両の通過車両が非常に多いものですから、それに対して迂回路の確保、あるいは交通量の分散を図る、そういった意味合いから県道バイパス、これを早く延伸を図っていこう、これが1つありました。

また、一方で、先ほど来、お話の中に出ておりますが、愛知県側の155号線、第三環状、これについても、私も随分と昔からこのルートについては承知をしておりましたが、おっしゃってみえる区間については、まだ具体的な計画決定までは至っていないというふうに承知しております。

したがって、就任以来、愛知県庁のほうへ、あるいは海部、津島土木か、こちらのほうへ繰り返し要望活動をさせていただいております。そこへ木曾岬干拓の土地利用も順調に進んでまいりましたことから、三重県においてもしっかりと道路も必要だと、やろうというような方針を示していただいておりますので、私ども、弥富市さんの御理解やら御協力はもちろんでございますが、三重県と共に愛知県側のほうへ要望活動をしてきましたし、これからも積極的に要望活動をして、155号線だけじゃなしに、県道バイパスの延伸も図って、分散を図って、より沿線の人たちの不安やら御心配、御迷惑を解消したいと、そういうふうを考えておりますし、強いては、これは、木曾岬町にとっては言わば南北の縦軸の道路になります。県道バイパスもそうですけれども、155号線も同じような位置づけ、意味合いを持っておりますから、当町としては、両面にわたって積極的に工事の促進に向けて要望活動を展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 古村護君、よろしいですか。

○1番（古村 護君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、古村護君。

○1番（古村 護君） ありがとうございました。

力強いお言葉をいただきまして、私もこの道路、それから、もちろんそうです、町道鍋田川線も今後よりよくなっていくようお願いしたいと思っております。よろしく願います。

それでは、2件目に変更したいと思います。

次に、2点目として、広域連携の取組についてでございます。

1月25日、読売新聞ウェブニュースに、広域連携に関する国の財政支援の1つの事例が紹介されておりました。その内容は、会議録作成などにAIの活用、市町村が共同導入なら国が半額負担、単独での導入では国の負担は3割、小規模自治体によるAI、人工知能導入に向けて財政支援を拡充するというもので、費用の分担や人材の融通を図り、少子化に伴う将来の職員数の減少を見据え業務の効率化を急ぐとされており、例として、問合せの対応、自動応答サービス、ホームページで住民の問合せにAIが自動回答、24時間対応が可能になると。また、税務などのデータ入力を自動化、手書き資料をAIなどで取り込み、議会議事録、その他の会議録を自動作成などが示されておりました。

これは1つの事例にすぎませんが、財政面や人的配置などの要因によって単独で事業を進めることが難しい自治体にあつて、広域連携で事業を進めることは有効な手段と考えますが、現状、取り組まれているもの、今後また取り組もうとしているもの等、将来を見据えた町長のお考えをお聞きします。よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、古村護君の質問に対して、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの1番議席、古村護議員の2点目の質問でございます。広域連携の取組についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

議員御指摘のとおり、従来から地方自治法には、市と町、あるいは市町と県との間で広域に連携することで事務を適正かつ効率的に進めることができるとの考え方がございまして、三重県下においても、一部事務組合や広域連合・機関の共同設置や事務の委託など、様々な分野での事務の共同化の仕組みが設けられておるところでございます。

当町も様々な分野で構成団体として参加をいたしておりまして、議員も御承知おきいただいております。取組も多いかと思っておりますので、本日は、これらとは別に、他市町と共同で取り組んでいる事業について、数点について御紹介させていただきたいと思っております。

まず、1つ目が三重県北勢自治体広域住民基本ネットワーク共同運用事業でございます。住民基本台帳ネットワークシステム、通称住基ネットとありますが、それぞれの市町村が独自にサーバーを準備しておりまして、都道府県のネットワークを連携するシステムでございますが、このサーバーを北勢7市町で共同調達し、共同利用することで事務の効率化と負担軽減を図る事業でございます。

2つ目が自治体クラウド事業でございます。様々な業務が電算化されておる昨今、年々かかるこの費用は膨大化しておりまして、各自治体にとりましては、電算費用は大変大きな負担となってきております。財政面におけるこれら負担を軽減するためにも、最も経費のかかる基幹系のシステムについて、本町のほか6つの自治体で共同の調達や共同利用することで、事務の効率化と負担軽減を図る事業でございます。

3つ目がトマッピーネットワーク事業でございます。医療や介護の現場において、多種多様なスタッフがおのおのの高い専門性を持ち合って、目的と情報を共有して業務を分担するとともに、お互いに連携、補完し合うことで、患者の状況に的確に対応したサービスを提供することができる多職種連携を推進するために、桑名市さんや、あるいは愛知県の海部・津島圏内にある各市町と連携している事業でございます。

さらには、桑員の2市2町では、広域避難の協定も締結しております。高潮などにより浸水が発生した場合に、市町の枠を超えて避難することができるというものでございますが、これまで紹介してきた事業とは少し意味合いが異なるかもしれませんが、これも広域連携の大きな1つだと捉えることができると考えております。

このように、様々な分野で広域連携に取り組んでおりますし、これからも事業ごとの効果検証を行いながら、行政サービスの向上につながると判断できた折には、積極的に広域連携を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、質問の冒頭で御紹介いただきました業務へのAIやRPAの導入につきましては、職員の業務補助につながる有効な手段であると考えております。しかしながら、これらの技術はいずれも発展途上の段階にあり、AIでは、会議録の作成やチャットボットなど、

利活用の範囲が限定されている状況にあるかと思えます。また、RPAでは、システム化するよりも安価に業務に直結した効果を期待することができますが、これも有効活用の手段については、全国で様々な実証事業が展開されている状況下でございます。費用対効果の観点からも直ちに導入するということは得策ではないとそう考え、導入する時期を今後見極める必要があると考えているところでございます。

このようなことから、現在、町単独での導入はもとより、複数の自治体との共同購入についても検討するまでには至っておりませんが、今後も他市町の状況に注視しながら、他の市町に遅れることのないように進めていきたいと考えているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上のことを申し上げ、古村議員の広域連携の取組についての御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（服部英二夫君） 古村護君、よろしいですか。

○1番（古村 護君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、古村護君。

○1番（古村 護君） ありがとうございます。

今回このものを議題として上げた1つの要因、先ほどももちろん費用対効果、それから、これから進められたばかりから、まだ発展途上だという話は当然分かります。それは十分分かっておるつもりであります。

ただ、先ほど少し触れられた地方自治法の中に、地方自治体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とあるとおり、住民福祉の向上に対して、これは住民サービスの向上のために自治体は存在しているのかなという解釈をしております。また、第2条の関係では、地方自治体は、「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」先ほど言われた費用対効果は当然このことかと思っております。

そうした中で、住民サービスの向上に努めなければならないということは、やはりAIというのはたまたま僕、先例的に出したんですけれども、それをもって活用できるものは活用させてしまったほうが、職員はより、例えば窓口業務とか、そういった対住民の方に顔を合わせてお話しする機会が持てるのかなというのが主体の考え方であって、そういったものをやはり、なかなか今は人と人のつながりが取りにくい状況の中でも、それこそ町民の方が役場に来るのって結構勇気が要るじゃないですか。そんなふうに僕は思うところもあるんです。たまたま来ていただいた方に対して、機械が対応するのではなしに、当然それは人間が対応して接客するのが本来と思ひまして、そのほうがいいのかと思って、こういったたまたまウェブのページがあったもんですから見せてもらって、今回の質問にさせてもらいました。

今後も費用対効果の面、でも、他の県なりでそういった先進的に進められている事例もあるわけですから、そういったところも調査をかけていただいて、少しでもつながればななどは思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 古村議員、再質問の中でいろいろとお話をいただきましたが、基本的にはやはり住民の皆さん方にとってどうあるべきか、それから、より効率よくしていくためのという、両面あるかと思いますが、先ほど本答弁でも申し上げましたのは私どもの基本的な考え方でございますが、一部補足させていただきたいと思っておりますので、担当課長のほうから説明させていただきます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議員おっしゃられますように、A I ・ R P A 導入につきましては、住民サービスの向上という面では非常に効果的なものであるという認識はしてございます。

しかしながら、そういうシステムですとか、そういったものが今、日進月歩、日に日にいろんなものが出てきて、何がうちの町として適切なのかというところを考えていった際に、より効果の高いものを導入していきたいというふうを考えておりますし、おっしゃっていただきましたように、住民サービスが一番の基本というのは重々承知しております。まずは、今の段階で職員がきちんとそういうサービスを展開していくと。そういった中で、導入できるものは積極的に導入していくというふうな流れでいきたいというふうを考えておりますので、御理解のほうをお願いいたします。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 古村護君、よろしいですか。

○1番（古村 護君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 古村護君。

○1番（古村 護君） ありがとうございました。

不易流行という言葉があります。いつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも新しい変化を重ねていくものを取り入れていく、こういったこともやはり必要かと思っておりますので、そういった事例も今後見ていただいて、よりよいものを木曾岬町の中に導入していただければと思っておりますので、ぜひともその点よろしくをお願いいたします。

これを持ちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部英二夫君） 続きまして、2番議席、鎌田鷹介君の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いします。

○2番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 2番議席、鎌田鷹介君。

○2番（鎌田鷹介君） 改めまして、おはようございます。2番議員の鎌田鷹介でございます。

通告書の内容に従いまして、質問をさせていただきます。

災害時の食料供給についてですが、ふだん食料を食べることができない理由は大きく分けて3つあります。それは、アレルギー、食の禁忌、好き嫌いで、当然ですが、これは災害時でも同様です。

その中で、災害時には、非常食や支援物資の中に食べられるものがないという声が日本全国各地で上がっております。もちろんそこには提供する側の基礎知識やコミュニケーション、外国人の方であれば言語の問題等、様々なものがあるかもしれません。中には、特別対応は不平等という意見もあるようですが、先ほどの3つの中の好き嫌いについては有事のときは諦めてもらうしかないですが、残りの2つ、特に食物アレルギーを有する方が該当するアレルゲンを含む食品を食べるとアナフィラキシーなど、時に生命に関わるような症状が起こり得ます。

そのため、避難所では、食物アレルギーを有する方が安心して食べられる食品が供給されることが必要になります。今現在、食品衛生法表示で定められたアレルギー原因物質は、表示が義務づけられている卵や小麦などの7品目と、表示が進められている牛・豚・鶏肉などの21品目、合計28品目あります。

昨今では、食物アレルギーの方でも、食の禁忌の中でも、分母の多いハラールやヴィーガンの方でも問題のない非常食が販売されてきています。これなら被災地でより多くの人たちが食べられ、供給する立場からしても、混乱している中、食べられないものを聞く作業が要らず、誤食をする心配もありません。規模の大きな自治体や外国人の割合が高い自治体を中心に、備蓄されている非常食の入替えが進んできている状況です。

このことから、1点目に、発災時、食物アレルギーがある方や病気や宗教上の理由で、避難所で提供される炊き出しやパンなどの非常食を食べられない事案が発生しています。町の地方防災計画では、発災後の3日間の食料を町及び各家庭の備蓄と町内業者からの調達で賄える体制の確保を目指すものとありますが、町の備蓄と業者の調達は、アレルギーや食の禁忌がある方にとって十分に配慮されたものになっているのか、お聞きいたします。

2点目に、諸外国では広く普及している液体ミルクですが、国内でははっきりとした規定がなく、製造や販売ができない状況が続いてきました。2018年8月に行われた法改正により、2019年3月より液体ミルクの販売が始まったわけですが、液体ミルクの場合、安全な水やお湯の確保が必要なく、停電や断水の際でも使用できる強みがあり、今後当町でも導入すべきだと思いますが、どのような考えか、お聞きいたします。

○議長（服部英二夫君） 2番議席、鎌田鷹介君の質問に対して、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの鎌田鷹介議員さんの災害時の食料供給についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

災害時の備蓄は、国の防災基本計画などで示されております、自らの身の安全は自らが守るという自助の理念に基づいて、町民自らが災害に備え、食料や飲料水、生活必需品などをあらかじめ確保していくことを基本としておりまして、その上で、公助による備蓄及び調達は、自助、共助により賄われる備蓄物資などを補完する役割を担うものでございます。

しかしながら、南海トラフ地震などによる大規模災害発生時には、発災後、数日間は物流機能の停止などに伴い、被災地域内での自立的な物資の供給体制を築くことが必要になると想定されまして、町民や事業所など、市町及び県の各主体が連携、協力して物資の確保に当たる必要がございます。

このため、本町におきましては、公助による備蓄、調達の必要量と役割を明確にして、県と市町が発災初期において、生命の維持や生活に必要な物資の備蓄・調達体制の充実に取り組んでいくことを目的に、三重県が平成29年3月に策定いたしました三重県備蓄・調達基本方針に基づいて、発災後2日間を想定した必要数を毎年計画的に購入し、町内の備蓄倉庫や浸水のおそれのない指定緊急避難場所などに分散して備蓄を進めているところでございます。

なお、発災後2日間の想定というのは、3日目からは県から支援が届くといった方針に基づくものでございます。

御質問1点目の備蓄食料の食物アレルギーに関してでございますが、現在、備蓄食料の内訳は、アルファ化米が1万4,000食、パンが1,000食、ビスケット類が1万2,000食分備蓄をしております。備蓄・調達基本方針による充足率は120%となっております。備蓄している食料にはアレルギー物質を含んだ品目もあることから、避難所での配布の際は、食物アレルギーを持たれている方に配慮は必要だと考えております。

なお、平成30年度からは、アレルギー物質不使用の品目を選定いたしまして、備蓄食料を購入しているところでございます。

町内業者からの調達につきましては、町内業者と生活必需物資等の調達に関する協定を締結いたしております。アレルギーに関する詳細な記載はございませんが、物資の調達を要請する際には、アレルギー物質不用品についても必要に応じて要請していきたいと考えているところでございます。

御質問2点目の液体ミルクに関してでございますが、常温での保存が可能なこと、調乳の手間がなく、消毒した哺乳瓶に移し替えてすぐに飲むことができます。このようなことから、地震などの災害によりライフラインが断絶した場合でも、水や燃料などを使うこと

なく授乳することができますので、幼児の栄養を確保し命を守ること、また、保護者に安心感を持ってもらう有効な備蓄品と考えております。

先ほど申し上げました三重県備蓄・調達基本方針が令和元年度に改定されまして、乳児用液体ミルクにつきましても追加されておりますので、防災部門と福祉部門で連携を図り、昨年度から備蓄目標に必要な乳児用液体ミルクを購入しておりまして、今後も乳児用液体ミルクを備蓄していくこととしております。

先般の2月28日に開催をいたしました木曾岬町防災講演会でも、講師の川口先生から、災害は想定どおりに発生しません。できる限りいろいろなイメージを持ち、臨機応変に自分で対応する能力が必要である。今日の内容をぜひ家族や近所の人たちに話してくださいといった提言もございました。

多くの災害への対応については全て行政が担えるものではなく、まずは自分の身は自分で守っていただきたいことから、各家庭における非常食などの備蓄や、家の中の危険箇所の確認とその対策、災害時の家族の集合場所や連絡方法など、災害が起きたときに自分自身を守ることができる力を日頃から身につけていただくよう、さらなる周知啓発を図っていかねばならないと考えているところでございます。

以上のことを申し上げまして、災害時の食料供給についての御質問に対する御答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○2番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 2番議席、鎌田鷹介君。

○2番（鎌田鷹介君） 先ほどの町長の答弁で、アレルギー原因物質を含むものもあるという回答をいただいたんですけども、これは現在保管している粉ミルクのことも含んでということでしょうか。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 再質問いただきました粉ミルクも当然備蓄はしておりますが、粉ミルクについては、どうしても乳というものが1つアレルギー物質でありますので、粉ミルクも乳という部分はアレルギー物質に当たるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○2番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 2番議席、鎌田鷹介君。

○2番（鎌田鷹介君） 今現在では、ミルクアレルギーに対応した粉ミルクとかももちろん出ているんですけど、それも含めての今後推し進めていくという考えでよろしいんですか。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤雅人君） まだ保存期限があるものについて、アレルギー物質が含まれているという食料も残っておりますし、粉ミルクもあります。ただ、ミルクに関しましては、福祉部門と連携しまして、粉ミルクの消費期限が迎えるまではそれは当然保管しますけれども、今後は液体ミルクを備蓄していくということで、今進めております。

あと、補足ですけれども、アルファ化米で1万4,000食常備しておりますが、その中でアレルギーの含まれていないものが2,000食あります。また、食の禁忌のある人の対応ということで、ハラール認証を受けているものも今1,000食備蓄している状況でございます。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○2番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 2番議席、鎌田鷹介君。

○2番（鎌田鷹介君） 今の御答弁で、アルファ化米は1万4,000食あるうちの2,000食がノンアレルギーの、アレルギー対応のアルファ化米ということのを伺ったんですけど、過去の災害でも通常のアルファ化米とアレルギー用のアルファ化米が見た目も味も識別することが不可能なので混ざって提供されて、必要とするアレルギーを有する人に渡らなかったという事例もあるんですよ。なので、これは、導入する際は100%アレルギーのほうに切り替えないとあかんのじゃないかなと思うんですけど、この点についてはどうですかね。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 先ほど町長の答弁でもございましたが、平成30年度からアレルギー物質不使用の品目を選定して備蓄食料の購入をしているところでございまして、今後は、そういったアレルギー物質不使用という部分と、あと、ハラール認証、そちらのほうで備蓄していこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○2番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 2番議席、鎌田鷹介君。

○2番（鎌田鷹介君） 2点目の液体ミルクについてなんですけれども、先ほども町長から答弁いただいたように、大変災害時には有効な液体ミルクなんですけれども、ミルクアレルギー、先ほども言っていますけど、それに対応した液体ミルクというのがまだ一部の海外製品にしかありません。なので、備蓄しておくミルクに関しては、ミルクアレルギー

対応の粉ミルクと並存させておく必要はあると考えております。

現在ですけど、ミルクアレルギーの乳児というのは全体でおよそ2%ぐらいと推定されていてまして、導入を検討する上でどういう割合になってくるかというのも重要なポイントになってくるんですけれども、今後これについてどのようなお考えか、お聞きします。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 液体ミルクの件なんですけど、今後の3年度以降の購入につきましては、一定の食物のアレルギー疾患への対応も配慮した形での備蓄の計画をして購入のほうをしていきたいというふうに考えておりますので、今後は液体ミルクのほうも三重県の備蓄・調達基本方針のほうに定められたそれを基に、出生数を考慮した形で備蓄の購入を計画しております。それはアレルギー対応も考慮しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（服部英二夫君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○2番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 2番議席、鎌田鷹介君。

○2番（鎌田鷹介君） ミルクアレルギーに関しても、大体今の段階で2%となっておりますけれども、アレルギーというのはどんどん増えていっている現状だもんで、今後もそういった方に対応できるように、2%というのは事の次第から言うと少ない数字ではないので、今後もそれを取り入れた形で検討していただけると、ありがたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（服部英二夫君） 続きまして、5番議席、伊藤守君の質問を許します。

それでは、登壇の上、5番議席、伊藤守君。

○5番（伊藤 守君） よろしくお願ひします。

木曾岬干拓工業用地の進捗状況について。

1、木曾岬干拓工業用地の第1期、第2期、第3期及びストックヤードの進捗状況と今後どのような計画で進められておられるか、お聞きしたい。

2番目、干拓工業用地で勤務する人は町内の定住化につながる可能性があると考えますが、これらの人の定住化につながる施策はどのように考えておられるのか、お聞きしたい。

3番目、伊勢湾岸道弥富木曾岬インターから降りてすぐに木曾岬干拓に入れる道の計画はあるのでしょうか。緑風橋だけでは、災害時など通行止めになれば木曾岬干拓工業用地から避難ができなくなり、孤立することも考えられます。孤立すると大混乱が予想されます。そのために、もう一つの道路と橋が必要だと考えます。町長のお考えをお聞きしたいです。

○議長（服部英二夫君） 5番議席、伊藤守君の質問に対して、町長、御答弁を願ひます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの5番議席、伊藤守議員の木曾岬干拓工業用地の進捗状況についての御質問に対し、御答弁をさせていただきます。

まず、木曾岬干拓地の工業用地の進捗状況並びに今後の計画についてでございますが、木曾岬干拓地工業用地は、平成31年の2月から第1期の分譲募集を、そして、また、令和2年の5月より第2期の分譲募集をそれぞれ行ってまいりました。これまでに9社に対して、募集面積の約90%になる23万2,000平方メートルの分譲決定がなされてきました。現在も残りの区画について複数の企業との交渉を続けておりまして、全区画完売に向け、引き続き県と協力して進めてまいりたいと、そういう状況でございます。

続いて、西側に位置しております第3期、第4期の分譲予定でございますが、これまで県は当該区域の分譲時期を令和4年度から開始するとしておりましたけれども、第1期、第2期の分譲状況を鑑み、前倒して令和3年度から募集を開始するように、現在その準備を進めているところでございます。

また、運動広場として計画してきたメガソーラーの南側のエリアでございますが、約60ヘクタールにつきましては、建設発生土ストックヤードとして整備するよう、見直しを図られることとなりました。

現在の想定ですが、既に着手し始めた環境影響評価に5年、そして、ストックヤードとしての利用を5年実施し、その後に、都市的な土地利用への移行が可能となるわけでございますので、御承知おきいただきたいと思います。

次に、干拓地内で勤務される方々の定住化対策についての御質問でございますが、木曾岬新輪工業団地では、令和2年の10月からもう既に一部の工場で操業が始まっておりますが、今後さらに多くの企業さんが操業を開始することに伴いまして、住宅に関する問合せも増えてくることが予想されます。

こうした好機を見逃すことのないように、町としては、不動産に関わる事業者などとの情報の共有を密にしていくこととともに、各企業さんに対して積極的に不動産情報を提供していったり、最終的には、定住化、そして、さらには、少子化対策へとつなげていきたいと考えているところでございます。

次に、木曾岬干拓地の道路計画についてでございますが、御指摘のとおり、現在、木曾岬干拓地への乗り入れ道路は、緑風橋を通る県道の木曾岬弥富停車場線のみとなっておりますが、今後、経済活動が活発になるにつれ、当該路線の交通需要は一気に増大してくると予想されます。しかし、災害などにより道路が遮断されてしまった場合には、経済活動がストップしてしまうばかりか、避難者が孤立をしてしまうことも想定しておかなければなりません。

こうした状況を鑑みますと、現県道だけに依存することは町としても将来的に非常に問題があると考えており、現在、三重県を中心に、先ほども申しましたけれども、愛知県の

担当部局へ新たなアクセス道路の整備に向けた協議を進めておるところでございます、私は就任当初からこの件につきましては、非常に強い思いがございます。今後とも進展がございましたら、逐次、議員の皆さん方に御報告をさせていただきたいと考えております。議員の皆さん方からも御協力や御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上のことを申し上げ、木曾岬干拓工業用地の進捗状況についての御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部英二夫君） 伊藤守君、よろしいですか。

○5番（伊藤 守君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 5番議席、伊藤守君。

○5番（伊藤 守君） もう一度お聞きしますけれども、ストックヤードは、環境アセスが5年かかり、それからさらにまた5年かかるという話でしょうか。確認なんですけれども、10年後ということでしょうか、ストックヤードの完成が。そのことをお尋ねいたします。

○総務政策課副参事（中山重徳君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 中山総務政策課副参事。

○総務政策課副参事（中山重徳君） 議員の御指摘いただいておりますのは、メガソーラーより南側の部分でございます。今年度を含めて5年間、環境影響評価に着手しております。環境影響評価が終わった後に、ストックヤードの整備が入ることができます。そこに5年間かかると見込んでおりますので、10年間かかるというふうに見込まれております。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 伊藤守君、よろしいですか。

○5番（伊藤 守君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 5番議席、伊藤守君。

○5番（伊藤 守君） ありがとうございます。

環境アセス、環境影響評価と同じ言葉だと思いますけど、それをやってから進んでいくということですね。

次のことですが、2番目の不動産屋さんと情報を共有してやっていくと。当然そのようだと思いますけれども、当然、干拓に1,000名とかたくさんの方が雇用されるとしたら、これは定住化につながる絶好のチャンスではないかなと思います。

そこで、木曾岬町はどんどん空き家が増えてきているんですけれども、県とそういうことを考えられたことはあるでしょうか。分かりにくいですが。空き家があって、その空き家を上手に利用したらどうかということを、空き家をそういうことに使えないだろうか。

以上です。

○総務政策課副参事（中山重徳君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 中山総務政策企画課副参事。

○総務政策課副参事（中山重徳君） 不動産業者等の連携につきましては、まず、新築に当たっては、どの場所であれば家が建てられるのかと、また、こういった条件があるのかといったことについて、不動産業者との連携を図って、家を建てたいと思っている方への情報提供をしていきたいというふうに考えております。

また、空き家につきましては、現在、空き家の実態調査を行いまして、その把握をしておるところでございますので、そういったニーズがございましたら、そちらのほうにつきましても事業者に対して、こういったところにこういった空き家があるといった部分を提供していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 伊藤守君、よろしいですか。

○5番（伊藤 守君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 5番議席、伊藤守君。

○5番（伊藤 守君） 大変空き家問題は、話はそれるか分からないんですけども、これは非常に難しいことですので、慎重にやっていただきたいなと思います。

あと、緑風橋、干拓に高速道路のところから入れる道を計画はあるんでしょうかという質問なんですけど、先ほども言われましたけれども、町長はずっと前からそのことをやっておられると聞きましたけれども、具体的にどのような感じなんでしょうか、その件は。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 伊藤守議員の再質問の中で、道路のことについての御質問でございますが、伊勢湾岸道路へつなぐことができるかという具体的個々の話になってくるかと思うんですが、まだそこまでは至ってはおりませんし、可能性はどうかということにもなりますけれども、いずれにしても、それぞれ県さんと連携を取りながら愛知県にアプローチをかけておるところでございます。

あと、具体的なことについては、説明については担当のほうから説明させていただきますので、お聞きをいただきたいと思います。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） 町長の答弁にもございましたように、今、三重県さんを中心に、強力に愛知県側への連携をお願いしているというところでございますので、具体的にどこにどういう道路というところまでの話には至っていないところではございます。ただ、三重県さんとしては、これだけ分譲が決定してきたということで、強力に進めていきたいというお言葉もいただいておりますので、我々もそこに乗っかって進めていきたい

というふうを考えているところです。

以上です。

○5番（伊藤 守君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 伊藤守君。

○5番（伊藤 守君） ありがとうございます。

ぜひ進めていただいて、災害がもしあった場合、南海トラフがいろいろ調べてみますと30年後に必ずあるとか、日にちは決まっていなくても、そういうデータがあるというふうになっています。備えによって救える命があると。備えが不足すれば被害が拡大するということです。前もって準備をしていただくと、その中で大混乱は起きないんじゃないかと。ぜひ三重県の知事さんとか愛知県の知事さん、あるいは、また、国会議員の先生方とよく交流しながら頑張っていただきたいと思います。そういうことでありますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 伊藤守議員さんの木曾岬干拓に関わる道路の問題や、これからの進捗等々を御質問いただきました。

木曾岬干拓は、本当にまさに長年の夢といいますか、そういったことをずっと木曾岬はそれに追いかけてまいりました。先人、先輩の人たちの本当に御努力のおかげで今日まで来たかなと、そんな感じがしておりますが、木曾岬干拓の土地利用はどうこれから展開していくか、木曾岬町の将来にとって非常に大きな問題でございますし、県境地にある木曾岬町でございますし、木曾岬干拓もしかりでございます。それだけに愛知県さんもしっかりと御理解いただいて、連携、協力していただいて、愛知県側へのアクセスをしっかりと図っていく、一体的な地域づくりをしていくことが木曾岬の、そして、また、木曾岬干拓のこれからの展開が早まるだろうと思っておりますし、先ほども申しましたけれども、環境アセスと、それからヤード、合わせて5年5年の10年というふうに申しましたけれども、当初は20年、25年のスパンでの計画でございました。それを就任当初から、議会の皆さん方も私どもも繰り返し県のほうに、少しでも早く検討してくれということをし繰り返してまいりました。

そういったことから、ストックヤードという形を取って供用を少しでも早めようというほうに方針を変えていただきました。そして、道路のことにつきましても、やはり三重県も今まではっきり言って非常に腰が重かったです。しかし、木曾岬干拓がああいった形で、目に見える形で動きが始まりましたので、三重県もようやくやろうということで腰を上げていただきましたので、愛知県と本当にしっかりと御理解をいただけるように頑張っていきたいと思っておりますので、議会の皆さん方にもその辺り御理解いただいて、また、

御意見やら御提言をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（服部英二夫君） 伊藤守君、よろしいですか。

○5番（伊藤 守君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部英二夫君） 一般質問が続いておりますが、ここで暫時休憩といたします。休憩時間は10分として、10時20分再開といたします。

午前10時 7分休憩

午前10時20分再開

○議長（服部英二夫君） それでは、休憩を解き、一般質問を続けます。

続きまして、8番議席、中川和子君の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いします。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 改めまして、おはようございます。

今期定例会に私は2つの質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

1点目については、当町の教育施策についてです。

長年の保護者、教育関係者の運動とコロナ禍における教育環境改善を求める声が広がり、約40年ぶりに、小学校のみと不十分ではありますが、学級編制基準が40人から35人に引き下げられましたが、順次1学年ごとに行われるため、全学年実施は今後5年を要します。そうなりますと、現在の4年生、今のところ37人ですが、唯一対象外になります。この学年は、制度で小学校1、2年生は2クラスに分けられていたものの、3年生で1クラスになりました。心身とも発達を節目を迎えるギャングエイジの時代を制度の都合で激変させたことは、申し訳ない思いでいっぱいです。

さらに、今、このように多人数というのは、コロナ禍の中で密状態を避けなければならないこととも矛盾を生じているのではないのでしょうか。そこで、教育に注力されている当町として、独自で少人数学級にするお考えはありますか。

2点目です。

全校の5年かけて行う学級編制基準改定と比べるとスピードが格段に違い、現場はその対応に大変だったと思いますが、文科省が今進めているGIGAスクール構想、グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウエー・フォー・オールの略だそうですが、教室に高速大容量の通信網を整備し、児童生徒に1人1台タブレット端末を配備することが前倒しされ、今年度中にほぼ全国の小中学校で行われます。当町でも4月から本格的運用が始まるわけですが、見えてきた課題はありますか。

3点目です。

コロナ禍の中です。コロナ禍の中、学生たちが困窮状態に陥っています。オンライン授

業なのに高い授業料はそのまま、親の収入減の上に自分のバイト代も減り、生活のやりくりが大変、そのため進路変更を余儀なくされるなどです。

当町では、そのような状態に鑑み、修学奨学金が増額をされました。今後はさらなる救済策として、貸与制から給付制にしてはいかがでしょうか。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君の質問に対して、教育長、御答弁を願います。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） それでは、8番議席、中川和子議員の教育についての御質問に対して、御答弁を申し上げます。

1つ目の町独自の小人数学級の実施についてでございますが、議員御案内のとおり、この2月2日、国において義務標準法改正案が閣議決定され、小学校の学級編制の標準を令和3年度から、小学校2年生より5年間かけて35人に引き下げることになりました。

三重県では、それを踏まえ、これまで県独自で行ってきた小学校1、2年生の30人学級の措置に加え、令和3年度から3年生より4年間かけて、学級編制の標準を35人に引き下げる方針であると聞き及んでおります。

木曾岬小学校は、現在、小学校4年生が1学級37人となっておりますが、県の方針では、1学年ごとに順次35人学級が実施されますので、この学年については、先ほど議員が御指摘されたように、該当することなく卒業を迎える見通しでございます。

この学年につきましては、現在でも、今年度も町独自で予算措置をして、国語と算数について小人数指導を導入し、きめ細かな指導を行っております。来年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、2つ目のGIGAスクール構想における課題についてでございますが、議員御案内のとおり、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想では、当初は令和5年度までに順次通信環境の整備や端末の調達を進めていく計画でございましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、国の緊急経済対策の1つとして、令和2年度に全ての整備を終えるよう前倒しされました。

これを受け、木曾岬町においても、現在、小中学校の通信環境の整備とタブレット端末の整備を並行して行っているところでございます。通信環境の整備や端末の調達などについては予定どおり進捗しておりますが、御質問の見てきた課題というか、心配事といたしましては、どの先生方もタブレット端末をうまく使いこなせるかというようなところというのは、心配はございます。

そのようなことから、端末タブレットを指導のツールとしてうまく使いこなしていけるかという、その支援について、今後どうしていくのかということについては、ひとつ大き

な心配をしております。

また、子どもたちがタブレット端末を活用して学習課題を解決していけるような情報活用能力をどのように育成していくのかということについても、これから先どうなっていくのかなということについても心配しているところです。

現在、そのために、先生方の指導力向上を支援していくために、タブレット端末の操作に関するスキルチェックリストを作成しまして、これに基づいて研修を随時開催しているところでございます。現在もどこまでスキルがアップしましたかということについては、1回目については御報告もいただいております。

今後も指導者によって活用頻度に差が出ないように機器活用のための研修を進めるとともに、タブレット端末をツールとして活用することで児童生徒の理解がより深められていくよう、授業づくりについての研修を実施してまいりたいと思います。

また、児童生徒の情報活用能力の育成につきましては、木曾岬町の教育委員会で作成した情報活用能力向上のためのカリキュラムの中に、端末使用のスキルアップや情報モラルについても育成することを明記し、子どもたちが授業の中でタブレット端末を有効に活用し、互いの考え方を交流しながら課題を解決していくより深い学びができるよう、児童生徒の育成に努めていただくよう先生方にはお願いをしているところです。

この4月から本格的にスタートし運用が始まると、想定している以外にもさらに様々な課題が出てくるものと考えておりますが、その都度適切に対応できるよう、学校と教育委員会が連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目の修学奨学金の給付制度の実施についてでございますが、木曾岬町では、平成20年度から木曾岬町夢とふれあい教育基金を活用して、大学や高等学校等に進学する際の経済的支援策として修学奨学金の貸与を行っており、これまで多くの方に御利用いただいております。

この奨学金は、高等学校から大学、専門学校等の種類により、月額1万円から月額2万円を在学期間無利子で貸与し、卒業後に貸与期間の2倍の期間を限度に返還していただくこととなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う支援策として、今年度より貸与額を2倍とさせていただき、既に希望者には貸与額を増額して貸与を行っているところでございます。

議員御質問の給付制度につきましては、県内の一部の市町において実施しているところもございまして、給付額が少額であったり、給付を受けるための条件が厳しかったりして、なかなか、いろいろと様々な制度上、難しい状況があると思っております。

木曾岬町においても、今後、給付制度の導入については要望が、そういう声が強くなってくれば、夢とふれあい教育基金運営委員会におきまして御協議をいただき制度設計していくこととなりますが、今のところ実施する予定はございませんので、御理解賜りたいと存じます。

以上のことを申し上げまして、教育についての御質問に対する答弁といたします。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） まず、1点目の町独自で少人数学級にというところですが、当町は、国語や算数、小人数教育で以前から対応されているのは承知をしております。

ただ、少人数教育は1クラスを2つに分けてされるわけですが、分け方はどのようにされているのでしょうか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 1クラスの分け方でございますが、子どもの国語、算数の習熟度で分けているということで聞き及んでおります。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 習熟度別というのは、一見子どもにとってその子に合わせたものでよさそうには思うんですが、実際は習熟度別にすると子どもの中に分断が起きて、それから、チームティーチングにより少人数学級のほうが教育効果があるという研究報告もされているようですが、それと、先ほども最初の質問で申し上げましたように、非常に多いわけですね、1クラス。感染症対策で、例えば今国語や算数で2クラスに分けるとは言われましたけれども、ほかにも多分2つに分けていろんなことをされていると思うんですが、それではやっぱり1クラスとしての子どもたちの集団としての育ちというんですか、そのところが妨げられるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） 分け方については、少人数をやっていく当初は、単純に学級を2つに分けての少ない人数でやっていたけれども、このところ県の方針としても、我々が今学校でやっている学校長からの聞き取りについても、やっぱり習熟に分けて指導していったほうが子どもたちとしても分かりやすいという環境があり、定着率もいのように先生方からも聞いておりますので、ここ何年かは、少人数は習熟度で実施しているというのが大勢でございます。

あと、分けることによって子どもたちの育ちとか、あるいは密の状態とかということについては、十分配慮を学校としてもしておってもらって、今年度、そういうようなことについての困り感という報告は受けておりません。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 習熟度別の是非については非常に考え方に相違があるので、ここは幾ら議論しても寄り添えないかなと思うんですが、あと、予算のこともあるとは思いますが、例えば四日市は独自の小人数学級対策を取っていて、非常に常勤に近い、常勤的非常勤講師を雇用して少人数学級の対応に当たっているということを伺っていますが、当町の財政力を考えれば、特に教育に注力されている当町では、独自で少人数学級にすることも可能ではないかと考えますが、いかがですか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 先ほどの御質問ですが、四日市では常勤に近い形で雇用をしてみえるということですが、桑員地区の市町におきましても、うちは非常勤で学習支援員さんですとかは入れておるところですが、周辺と比較しても木曾岬町が低いということは感じておりません。むしろ充実しているんじゃないかなということ認識しております。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議員、中川和子君。

○8番（中川和子君） 当町の教育施策がほかの市町より劣っているということを決して言っているわけではありません。むしろ、1つの小学校、1つの中学校しかないので、注力できるところがあるのではないかとということをお話をさせていただきました。

この前、国会の答弁で菅首相が中学校までは望ましいというような答弁をされてみえましたが、でも、このままの状態で行くと、思春期を迎える中学1年生で2クラスになって、中2でまた1クラスになるという、制度の都合に再び子どもたちを翻弄させることになりかねません。そうなる前に手だてを取っていただきたいと考えますが、いかがですか。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） 議員御心配のように、この学年だけ37人でいくことについては、かわいそうな状況かなとは思いますが、今のところ、町としては、算数と国語については少人数で支援をしておると。実際に、実は今年度、県のほうからは定数プラス少人数を実施するための加配として1名配当はされております。

その加配についてはこういう決め事があって、少人数で実施してもよいけれども、それを使って学級緩和に使ってもよろしいというようなこともあるんですけども、その辺のところを学校長にもそういうことは伝えてあるんですけども、学校長もいろいろ熟慮して、県からもらっている加配なり町から町単で出している非常勤については、多くの学年できちっと小人数で対応していくようなことを木曾岬小学校としては実施していきたいと。

そして、4年生、来年度の5年生につきましては、今と同じような形で、算数と国語については少人数の実施でいきたいということを書いて、そういう形で、学校として一番子どもたちにとっていいような方法で考えていただけたらよろしいよと、今、それで私は認識をしております。

それから、もう一つは、単なる学級を2つに割っていくということは、町としてどれだけ負担がかかってくるかということ、今、4年生、5年生でいいますと、算数と国語で大体10時間ぐらい、11でしたか、講師が入っております。でも、そこを割ってしまうと、大体30コマ要りますよね。6時間として、5日間ですから。ただ、お願いする先生は、そうすると時間でのお願いじゃなくて、常勤でのお願いという形になってきます。学級担任しておりますと、いろんな関係で。

そういうこともありますし、もう一つ、私は一番危惧をしておりますのは、町雇いで学級をお任せできるような人を雇うときに、そういうような方というのが非常になかなか見つかりにくい状況があります。

だから、お金では、四日市の場合はどうか分かりませんが、措置しておりますけれども、非常に探すのは苦労しておると思います。といいますのは、物すごくいい先生が見つかって、町が今よりもたくさん措置をお願いすればしてもらえる状況にあると思えますけれども、したとしても、なかなか人を措置することは難しいと。

だから、きちっとした人を措置できればいいんですけども、措置できない状況で学級が2つになって進んだときにということも、校長先生は御心配なさっておるんやと思います。そんな状況で、町としては最大限支援できるようなことをしていくので、より子どもたちに適切に対応してくださいよというような状況でございます。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今のところ、町でできる精いっぱいのところをやっていただいているかなと思いますが、本当に子どもの最善の利益にかなうようにこれからもやっていただきたいと思います。

それから、2点目のGIGAスクールの関係ですが、GIGAスクールと聞いただけで最初は何のことなのかと思ってしまっていて、あれよあれよという間に進んできたわけですが、先ほど教育長の答弁の中でも、これが緊急経済対策であるという、教育のところからは外れてきてしまっているのかなというのがあって、今、心配事で、教師が使いこなせるかとか、子どもたちが本当にツールとして身につけていけるかという御心配もされてきました。また始まったら始まったで、いろんな問題が出てくると思います。

それで、去年の3月議会で、私は大容量について環境的にはどうなのかということをお伺いしたときに、特に影響がないというふうに考えているという答弁がございました。で

すが、今、専門家からは無線周波数の電磁波の健康の影響が指摘をされています。文科省は、3種のタブレットを推奨していますが、いずれも無線接続しかできません。当町の仕様はどのようになっていますでしょうか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 木曾岬町の端末の接続をどういうふうに行っているかということをお答えさせてもらえばよろしいですか。

無線LANでの接続になります。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 今、全国で無線による電磁波の過敏症の対応が出てきています。ロシアですとか欧州議会では、無線より有線のほうがいいということで、推奨もされています。今後、電磁波の過敏症に、例えば教師でも児童でも出てきた場合の対応はどのように考えていらっしゃいますか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 今後出てきたらという、対応はどうかという御質問なんですが、その前に、電磁波につきましては、現在、総務省の電波防護指針の中におきましても、人体に有害な影響を及ぼさない範囲ということで、木曾岬町におきまして、教育委員会におきましても認識してございます。

タブレットの使用についても、ブルーライトのこともあるかとは思いますが、ブルーライトにつきましても、連続した作業が1時間を超えないようにして、次の連続の作業までには10分から15分の作業休止を設けるというところで指導されております。これにつきましては、学校のほうにも適切に休憩時間を取るように、教育委員会は指導をさせていただいております。

電磁波の今後の影響が出たときの対応はということでございますが、実際に影響が出るようであれば対応は考えていかなければいけないのかなと思っておりますが、現在のところ、どういうふうに対応していくというところまでのお答えはできかねますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 1時間以上はしないですとか、10分から15分の休憩を取ると

いう、そういう決めがあることはとてもいいことだと思います。

あと、電磁波の過敏症が出た場合どうするかという対応はこれから考えていくということですが、先ほどの休憩だったり、1時間以上は使用しないことの上に、電波を飛ばないように、例えば給電器を利用していないときは切るとか、そのようなことも有効だとは思いますが、いかがでしょうか。

それから、戻りますが、先ほど教育長が心配事の1つに教師が使いこなせるかどうか、それに対しても支援をしていくということはおっしゃいましたが、今、教員の方は非常に仕事が大変で、その中でまた新たにこういうもの、ツールを使って仕事は増えていくという中で、労働過多にならないように、こういう方たちに支援は必要ですけど、無理強いをしてまでさせることはないように考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） 議員御心配のように、先生方の業務は非常に多忙で、働き方についても今まさに改革を進めていくように、私どもも学校長と詰めているところですけども、1人1台端末については、これはある意味で言うと、いわゆる教師として今後それが入ってきたときに、それを使って指導していくという教部のツールですね。道具の1つですので、これはやっぱり専門職として最低限は使いこなせるようになって、授業の中でどこでどう使うと一番子どもたちの学びによいのかということは、常に考えていくことだと思いますので、それをできなくてもいいよということについては、それでは駄目やから、できるだけお使いできるような支援は最大限していくことに尽きると思います。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 使用していないときの電源を切るのはどうかという御質問でございますが、学校の校舎内全域に電波を飛ばしております。議員の御質問のように、対応しなければいけないような状況であれば対応させていただきますが、今のところ、そのような予定はございません。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） ツールとして使いこなしていくのは必要かもしれませんが、タブレットを使うことによって子どもたちの学びが本当に保障されるのか、心配される場所ですので、適切な使用をお願いしたいと思います。

それから、修学奨学金のことですが、今のところ給付制にする考えはないということだったんですが、今こういう状況の中でも繰上償還をされている方たちもいらっしゃいます。

それから、一定の条件付、例えば町長も同行されましたけれども、議員視察で一昨年、岡山県奈義町を訪れましたが、そこは、ここも貸与制ですが、卒業後、町内に在住すれば最大半額免除すると、そういうような制度も設けています。

先ほど平成20年からずっとこの制度は続いているということをお伺いして、コロナということもあるので、こういう機会に少し見直しをかけていったらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田課長。

○教育課長（黒田和弘君） 先ほども教育長が答弁させていただきましたとおり、給付制度を設けるというところは、今のところ予定しておりませんが、今、議員がおっしゃられたようなこともいろいろ研究しながら、必要であればまた運営委員会のほうでお諮りいたしまして、対応していきたいと思います。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○教育課長（黒田和弘君） ただ、1つ、今年度は貸与額を倍増したというところが、そこをまず今年度はやらせていただきました。今後もまた必要に応じていろいろと検討してやっていきたいとは思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今、町長が見直しをしたと。もちろん今年コロナ禍の中で、修学奨学金が増額されたということは質問の中でも申しましたし、ただ、あくまでも貸与制ですので、私は今、全国で求められている給付制にしてはどうかと。一部の市町でしかやっていないことなら、当町で率先してやっていていただきたいという思いから質問をさせていただきました。

では、2点目の子育て支援についてを質問いたします。

2019年10月に始まった幼児教育・保育無償化に関わる施策で、町としては、全園児を対象として協議、検討するとしています。ここは間違えました。何の勘違いか、私、2年半以上と書いてしまいましたが、1年半以上ですので、申し訳ありません。たちますが、この間どのような協議、検討がされたのでしょうか。

2番目としまして、第5次総合計画も残すところあと3年となったわけですが、その中にうたわれている子ども医療費の無償化拡充への取組は、いまだ達成されていません。本計画中に実施の見通しはあるのでしょうか。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君の質問に対して、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの8番議席、中川和子議員、2点目の子育て支援についての御質問に対して、御答弁を申し上げます。

まず、1点目の幼児教育・保育無償化に関わる施策についてでございますが、令和元年10月より、こども園に通う3歳から5歳の全世帯の園児とゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯の園児を対象に、利用料が無料となりました。

無償化により、こども園の保育利用の構成が変容し、2号認定の子どもと3号認定の子どもの園児数の増加に比例して、保護者の就業率も増加をいたしております。このことから、3号認定の子どもの実情に合った保育方法を検討し、令和2年の4月から担当制保育を導入したことによりまして、保育士と子どもとの間に一層の愛着が形成され、信頼関係を築きながら、子どもの安心感が十分に確保される保育を実施しておるところでございます。

また、1号認定の子どもと2号認定の子どもにおきましては、利用保育の変容により多くの園児が午前の活動が午後からも継続できるようになり、子ども同士で関わる時間が増加したことで、遊びの大切さを学ぶ機会の拡充を図り、有意義な過ごし方により、健やかな心を育てる幼児教育・保育を実施しているところでございます。

さらに、本町においては、令和元年度に制度の改正や子ども・子育て支援をめぐる国や三重県の動向を反映した第2期の木曾岬町子ども・子育て支援事業計画を策定しておりまして、今後の幼児教育・保育の在り方や運営方針などの施策を定めまして、子育ての満足度を高めるために、様々なニーズに対応したサービスや質の高い保育の提供を推進していきたいと考えているところでございます。

なお、全園児を対象とした無償化の実施に当たっては、国と地方で適切な役割分担をすることが基本でございますが、現時点において、国からの新たな施策は示されていない状況でございまして、近隣市町等の動向としては、本町と同様に、国の基準に基づいた幼児教育・保育の無償化を実施しておりまして、今後においても引き続き動向を注視しながら取り組みたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の子ども医療費無償化拡充への取組についてでございますが、福祉医療費の助成制度につきましましては、対象者が安心して必要な医療を受けられる環境を整えるために、保険適用となる医療費の一部を助成する県の制度として昭和48年から施行され、当町においても、県の施行に合わせて実施しているところでございます。

当町の子ども医療費助成制度の現状でございますが、対象年齢につきましましては、施行当時は2歳未満の乳幼児として始まってまいりました。その後、県の制度に合わせて、対象年齢が拡大されました。

県の制度としては、平成の24年に現行の小学校6年生までが対象となりましたが、当町では、いち早く平成21年の9月に中学校3年生までと対象を拡大いたしまして、子ど

もの保健の向上に努めております。

所得制限につきましては、県の制度と同様に、児童手当の所得制限を準用しておりまして、対象者の94.7%の方に助成を行っております。

お尋ねの子ども医療費無償化拡充の見通しでございますが、町の第5次総合計画における子育て支援の推進において、子ども医療費の無償化対象の拡大や所得制限の撤廃などを検討することを計画しておりまして、既に現在無償化に向けての準備を進めているところでございますので、内容が整いましたら、改めて皆様方に御説明させていただき御理解を賜りたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上のことを申し上げまして、中川議員2点目の子育て支援についての御質問に対する答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしく願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） まず、1点目の幼児教育・保育無償化に関わる施策ですが、今の町長のお話ですと、担当保育や午前午後も活動ができて、有意義な保育園生活、質の高い保育がされているということを伺いましたが、解消されていればいいんですが、子どもたちが増え過ぎて、ホールでゼロ歳児保育が行われているということもお聞きしました。

それから、毎年のことですが、職員がなかなか定着しない、その中で、特に小さい子どもというのは、関わる大人が変わることですごく不安な状態に陥るんですね。そのところで、保育園の保育士の方の充足率はどうなっているのでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 1つ目の遊戯室のほうで保育を行っているということなんですが、今実際にゼロ歳児のほうを遊戯室で保育とかを行っております。今その理由としましては、1歳児が実際の乳児室とか保育室のほうで保育を行っているんですが、コロナということもあるということも踏まえて、離れて遊戯室とか乳児室での保育を実施しているということで御理解いただけたらと思います。

それから、保育士の充足の関係なんですけれども、こちらにつきましては、先ほども3歳未満の3号認定の子どもに関してましては、担当制保育を導入したことによりまして、保育士と園児をどの方が担当するというところを取り決めて保育することによって、先ほどの答弁にもありましたように、安心感を与えるような保育は行っております。

ただ、そういう中でも、会計年度任用職員の方も都合によりまして退職等もされる方もいるんですが、そういうところも募集等をかけて対応はして応募いただいて、その都度採用等も検討しながら、保育士のほうも確保に努めている状況ですので、御理解をお願いします。

保育士の先ほどの任用職員のほうは、正の職員のほうと併せまして、加配保育とかも充実させる形で会計年度任用職員という形での職員のほうも配置のほうをしておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今、加配の保育士も置いて、保育の質の充実に努めているとお伺いをしましたが、正規の方と会計年度職員の方は、今、約半々ですかね。そういうような中で、同じような保育をしているのに、なぜ一方は正規でもう一方は非正規なのかというような微妙な問題も生じてくるかと思いますが、なるべく正規の方で充足していくことを考えていっていただきたいと思えますし、それから、全園児無償化については、国のほうが何の策も出していないということで、近隣市町も同じような動向だということですが、当町は3、4歳児に対して保育料の減免化をやってきた経緯がありますね。国が3歳以上の幼児教育・保育の無償化に関わっては無償化にしたので、その財源はどうするんだといったら、先行してやってきただけなので町独自ではやっていかないということでしたが、近隣の動向を見ているだけでは子どもの数は増えていかないと思うので、先ほど修学奨学金のところでも申し上げましたが、やっぱり近隣でやらないことをやっていくべきではないかと考えますが、いかがですか。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 確かに保育の無償化のときには、5歳児においても3、4歳児についても、町独自の軽減等のあった中で無償化が始まりました。無償化が始まった中で、今現在においても近隣市町、先ほど言われたように、国の基準どおりの保育料の納付をお願いしている状況なんですけれども、その中で、保育料とは違う、先ほども言ったように担当制保育とか、そういうものの質の高い保育のサービスの向上に現在努めているということですので、その辺りで御理解いただけたらというふうに、よろしく申し上げます。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君の質問時間が20分に迫っておりますので、お願いします。

○8番（中川和子君） まだ4分あります。

質の高い保育という、保育料のことではなくて、保育内容で勝負をしていると。非常に見えにくいかなとも思うんですけれども、国の基準に従ってということですので、国の基準どおりではなくて、町独自でやっぱり考えていっていただきたいなと思えます。

それから、子どもの医療費無償化、今見直しをかけているということで、今日、町長の公約が、町長のこういうチラシが入ってしまして、一応、子育て支援が医療費18歳まで無償化拡大って、もう既にここに公約として載っているんですね。なので、18歳までようやくされるのかと。子ども医療費の動向を見ていますと、子どもも減ってきたこともあって、年々医療費も減ってきているのかなという思いもあったので、18歳までの無償化拡大はぜひやっていただきたいと思いますし、先ほど児童手当の94.7%までの方が受け取っていらっしゃるので、後の本当に5.3%の方は該当しないということですが、所得制限についても、早々に撤廃していくというお考えですか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 中川議員から、子育て支援の中の子ども医療費の無償化のことについての再質問でございますが、先ほど本答弁でも申しましたように、無償化に向けて今準備を進めているところでございます。対象につきましても、私としては、今現在、中学校まで、それを高校生、18歳まで拡大していきたいという考え方で準備を進めているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。所得制限の撤廃も含めて、総括的に見直しを図っていきたいという思いで準備を進めているところでございます。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） まとめといいますか、先ほども修学奨学金のところでも例として出させていただいたんですが、2019年の11月に議員視察で、子育て支援に手厚い岡山県奈義町を訪問させていただきました。町長も同行されたわけですが、子育て支援に厚い奈義町を視察されて、奈義町の施策をどのように当町に生かしたいと考えられましたか、最後にお聞かせください。

○町長（加藤 隆君） おっしゃられたこと、奈義町の何。

○8番（中川和子君） 奈義町の子育て支援に非常に手厚いということで議員視察をしたんですが、そのとき町長も同行されたので、奈義町の施策について、どのように町の施策に生かしたいと考えられましたかということをお伺いしたいと思います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 中川議員、一昨年でしたか、議会の視察研修ということで、私も同行させていただいて奈義町の研修をさせていただきました。

私は、それぞれ先進的などといいますか、いろんな取組を全国各市町で取り組んでみえます。私は、木曾岬町は他に誇れるだけのことを今までやってきておると思います。人づくりや教育については、私も非常にそういった強い思いを持っていますが、白木村長、岡村町長さんの時代から、人づくりや教育には他の市町に劣ることなくというよりも、むしろ、

大きく先を行ってしっかりと環境整備してきたということで、私自身も先輩の人たちにそういった中で眺めてきておりますので、人づくりは国造りだと、そして、教育は非常に大事だという思いを持っております。だから、幼児教育も含めて、しっかりとそういった環境を整えていかないかんとこの思いは強く持っております。

他の市町の動向云々じゃなしに、私は、教育については、特に総合計画の中でもそういったことはしっかりと掲げられておりますので、私自身の中で、ただ、当然、その時々ニーズもございますが、財政的なこととも絡め合わせながら優先順位をつけて、順次そういったことにしっかりと対応していきたい、応えていきたいというふうに考えを持っておりますので、奈義町さんは1つの参考にはさせていただいておりますけれども、当町としては、それよりも早くから教育に大きく取り組んできたということをしかりと私は御理解いただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 日本は教育予算に使うお金が非常に少ない国です。今回GIGAスクールでタブレット端末1人1台ということで承認されるわけですが、そういう大きなお金が教育予算に含まれると、教育予算の中のほかの予算が非常に圧縮されるのではないかとこの心配があります。

当町が教育は人づくりだとおっしゃるなら、それに見合って、先ほど私が申し上げたようなことも再度見直していただきたいと思いますと考えます。ありがとうございました。

○議長（服部英二夫君） 続きまして、3番議席、加藤真人君の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いします。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） おはようございます。

質問の機会をいただきましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

木曾岬町における農業施策についてということでお聞きしたいと思います。

コロナの影響による農産物の価格低迷、米余りの現状が全国各地で報告されております。今年度における米価の低迷は目に見えております。そうした中で、農家における水田の維持、土地改良区の経費の負担が重くのしかかっているのが現状であります。農地中間管理、また、農地集積事業などに移管し、田畑を守っていくというのが現状でございます。全国的に、高齢化、後継者不足、離農者の増える昨今でございます。

そういう中で、今後、農地を守っていくためにどのように町としてお考えなのか、また、米価低迷が続けば、委託するに当たってもオペの方々を受け手がなくなるのではないかと

心配するわけでございます。今後、米価もここ数年来、最低6,000円ぐらいまで下がるといような報告も聞いております。1万円を割った時点で、恐らく中間管理なり集積に任せられる方も非常に考えることとなってくるかと思われま。

そういうような状態の中、町として、兼業農家を守る、また、農家を守っていくということで、どのような施策、考えをお持ちか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君の質問に対して、町長、御答弁を願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの3番議席、加藤真人議員の木曾岬町における農業施策についての御質問に対し、御答弁をさせていただきます。

全国の米の需要量が人口減少と新型コロナウイルス感染症の影響によりまして減少する中、主食用米の過剰生産が米価下落につながり、農業者等の経営を圧迫することになることから、国、県では、米の需要に応じた生産を強化していくために、麦など戦略作物や水田野菜などの地域振興作物による水田フル活用に向けた推進を図っているところでございます。

こうした中、1つ目の質問にございます、米価の低迷による経費負担増をどう思われるのかについてでございますが、当町といたしましても、高齢化や人口減少に伴う米の消費の減少が今後も見込まれる中、米価を安定させ、生産者の経営安定を図るためには、やはり需要に応じた米の生産が重要であることをまず認識しておりまして、町として、農業団体で構成する木曾岬町地域農業再生協議会において、国及び県から示されます需給調整に係る生産量の目安を基に、町内の全農家の方々に需給調整をお願いしているところでございます。

この需給調整達成の施策としては、町内の水田における主食用米、あるいは飼料用米、麦、野菜、花卉などの作付目標となる水田フル活用ビジョンを作成いたしまして、国の産地交付金を活用して、米価安定のための産地づくりを進めるとともに、町単独の需給調整目標達成者への麦及び加工用米の追加補助や制度資金の利子補給措置などによる支援を行っており、今後も農業団体とも連携しながら、需要に応じた米の生産を基本として、麦、飼料用米、野菜、花卉などを組み合わせた水田フル活用の取組を米価安定のために、さらに推進してまいりたいと考えております。

また、中間管理機構に移管し、収入がない状態で経費負担だけが貸手側に残るとの議員の御指摘についてでございますが、現在の担い手農家に農地を預ける方法として、農地中間管理機構制度や農用地利用集積制度がございまして、これら制度を利用した場合、農用地利用集積制度は、委託の条件などにもよりますので全てではございませんが、1反1俵の物納で契約が多く交わされ、農地中間管理機構制度では、1反1万円の現金払いや、委

託した年度だけになります。機構集積協力金を受け取っていただくこともでき、土地改良区の賦課金などの負担は、経費の概算ではございますが、委託金でほぼ賄えていると考えております。

次に、2つ目の農業を守り、農家をどのように守り育てるのかについてでございますが、地域の営農戦略として、意欲のある若い後継者を中心に産地パワーアップ事業を活用して、背丈が高いハウス、高軒高ハウス施設や、あるいはロックウール栽培など、効率的な生産体制の強化によりまして収益力の向上が図られており、付加価値の高い施設園芸などを営む農家で後継者が育っております。

今後こうした栽培技術の向上や新技術の導入などによりまして、安定的な生産、出荷及び販売額の増加が図られるように、新たな取組や国の制度改革の動向を踏まえながら関係機関とも連携して、農業をしっかりと守り、農家を育てていきたいと考えております。

また、農家で多い水稻で生産性の高い農業経営を行うためには、できるだけ大きな区画で作業効率や収益力を向上させる必要があることから、農用地利用集積制度や農地中間管理機構制度を活用した、規模縮小農家から規模の拡大を目指す担い手さんへの農地の集積や集約化をさらに推進して、畦畔撤去など、簡易な手法での農地の大区画化による農業生産性の向上を図っていききたいと考えております。

以上のことを申し上げ、加藤眞人議員の木曾岬町における農業施策についての御質問に対する答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤眞人君、よろしいですか。

○3番（加藤眞人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤眞人君。

○3番（加藤眞人君） 町長の説明はある程度分かりましたけれども、今、土地改良区なんかで賦課金の関係で、用水賦課金、経営賦課金という、金額的には土地改良区の手当というものは大体約7,200円ほどかかっていると思います。その中で、中間管理、また、集積に預けた場合、約1万円ほどのお金が戻ってくるということでございますけれども、それで土地改良区の賦課金だけは補えるかと思っておりますけれども、それに対して、あと、肥料代とか、稲刈り、乾燥とか、いろんな事業を含めると、1反当たりやっぱり目に見える金額として7万円ほどかかってくると思います。

それ以外に草刈りとかいろんなことを含めていますと、恐らく田んぼとしての米、平均発表という数字だと思うんですけども、今の米価の金額が大体1万2,000円前後しているのが現状かと思っております。そうすると、ほとんど残らない状態の中で、土地改良区の7,200円という経費なんですけれども、用水賦課金について、土地改良の賦課金自体がここ数年全く変わっていないというのが現状かと思われまして。農家は用水なんかによく金額を投資して今まできているわけなんですけれども、そういう意味で、用水賦課金とかというものは、これは農家だけに多くかかってくる問題であって、一般的に工場とかそういう

ところに対しての用水賦課金とかそういうものがどのようなふうに使われているのか、お聞きしたいです。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 加藤眞人議員さんからそれぞれ再質問をいただきましたが、基本的に先ほども本答弁で申し上げましたけれども、中間管理機構なり利用権設定をしていただいて、少しでもという形を取っていただくのと、先ほど年間に7万幾らかかるということですが、これは中間管理機構やら利用権設定か、そういったことをやらないで独自に耕作していく場合のことを取り上げられたと思うんですが、そこはやはり整理をして分けて考えていただきたいと思います。

だから、なるべく預けていただいたほうがいいですよということを制度的に施策として進めておるわけですから、そこで、先ほどの1万円云々が出てきて、そして、改良区の負担についても何とか賄えるのではないかというふうに申し上げたところでございますし、もう一つ、先ほど水路だとかいろんなそういった土地改良の管理や施設が他の農業以外の、例えば企業さんか、こういったところも利用されている受益者になるのではないかというような、そういった観点からの御質問だったと思いますが、それだけに、議員も御案内のように、木曾岬町は特に土地改良に委託してやっている部分はありますけれども、排水機だとか、あるいは水路についても、それぞれランクをつけて町が受けておりますので、そういった意味では、やはり、農家、農地を持っている方たち以外の人たちのことも考慮して、町としてそういった部分を町が請けておりますから、そこは、具体的なことは、産業課長のほうからそこらは説明させていただきますので、よろしくお聞き取りいただきたいと思います。

○産業課長（多賀達人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 多賀産業課長。

○産業課長（多賀達人君） まず、先ほど町長の答弁でもあったんですけど、中間管理と利用権設定した場合については、あぜの草の管理も含めて担い手の方がしますので、そういった経費はかからないと認識しております。

それと、土地改良区の賦課金につきましては、土地改良法に基づきまして、その事業の経費に充てるために、地域内の農地に面積割で賦課のほうをさせていただいております。農地中間管理機構制度であっても、利用権の設定の場合にあっても、土地改良区の賦課金につきましては土地に付随するものであるということから、固定資産税と同様に、地権者の方の負担とさせていただいております。その中で、用水賦課金の目的ですけど、これについては、パイプラインを維持、管理していくための賦課金とさせていただいております。

それと、あと、賦課金について、見直しが最近されていないんじゃないかということだったんですけど、これにつきましては、平成28年度に当面の計画事業の負担や現行予算

における収支状況等を検証しまして、土地改良区の理事会、それから総代会でこういったものを決めることになっておりますので、その場で賦課金の協議のほうをされまして、結果として、平成29年度の賦課分より一部賦課金の見直しがされまして、1反当たりなんですけど、賦課金8,200円が7,200円で見直しのほうをされているものでございます。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 中間管理なり農地集積に任せた場合には、全面やっていただくということが、現状今、オペの方というか、受け手の方々はある程度収益を上げられてやってみると思われるんですわね。その中で、農家だけがどうしても取り残されたような形で負担を負っていると。普通、貸手と借手があったら、利益があった場合には、会社なら当然株の配当があったり、そういうものがあると思うんです。それで、今現状、ずーっと見ていると、やっぱりオペの方々の仕事の中から、大変だとは思いますがけれども、それなりの利益を上げて運営されておると思います。

そういうことを考えた場合、農家に対してももう少し何らかの形で返ってくるような形が取れないのか。また、中間管理なんかで役員会なんかを招集されて協議されているとは思いますが、その中の役員さんというのはほとんど専業農家の方、農協さん、役場さん、その中に兼業農家の人というのは入っていないと思うんですわ。兼業農家の人たちの声というのがその中に本当に届いているのかということなんです。その辺のところはどのような考えを持って役員会を構成され、兼業農家を守っていくとか、その辺のところはどのように考えておられますか。

○産業課長（多賀達人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 多賀産業課長。

○産業課長（多賀達人君） 農地中間管理機構とか利用権を含めて、あと、簡単に言うと減反の話も含めて、それについては農協さんの団体、農家組合長会議がありますので、その場で説明もさせてもらっていますし、農家組合長さん方から要望があれば、地元のほうに出向いて地元説明会などもさせていただくということで、毎年お話はさせていただいております。

それと、機構の1万円以外にという話なんですけど、答弁にもありましたけど、預けた初年度に関しては、毎年支払われる1万円と別に協力金というのが支払われています。制度が始まった平成27年度のときには、かなりの多くの方がこれに取り組みられています。町内で46ヘクタール機構集積されていまして、このときには、協力金というのは預ける面積によって、割合によって値段が変わってくるんですけど、1反当たり2万円から3万

6, 000円、それとは別に農家1軒当たり、これも農地面積に応じてなんですけど、30万円から70万円が払われています。多い方だとそのときに、1万円とは別で100万円ぐらいもらっていると認識しております。

あと、町内で農業のことを話し合う場として再生協議会というのがあるんですけど、その中には当然担い手さんも入っていますし、部会の方々も入っていますし、農家組合長会議の会長さんも入って、話し合いのほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 今、役員構成の中で、農家さんも入ってみえるという中で、兼業農家さんというか、その人たちも入っておられるんですか。

これで中間管理なんか土地を任せるとき、預ける人によって業者さんが変わってくる場合、やっぱり田んぼの面積が小さいおかしな形のところだと、乗り入れができないようなところになると、その部分に対しては放置されるという心配があるんですけども、その辺のところは、業者間の調整というか、あぜを取って調整するとか、そういうことというのはやってみえるのかどうかということです。

○産業課長（多賀達人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 多賀産業課長。

○産業課長（多賀達人君） 一応希望がありますと、現場も含めて、担い手さん方等にも確認させていただいて、あぜを取ってなるべく作業してもらえるように、1反ない圃場であっても隣接する担い手さんに声をかけさせてもらってという形で進めさせていただいております。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 兼業農家さんの農地を守っていただく、専業農家さんの方はそれで生活してみえるから十分やっているとありますが、何とか兼業農家さんに対して、預けやすい形というか、そういう方策というものを考えて、兼業農家に対しても手厚い保護を申し上げたいと思います。

では、2点目についてお伺いします。

道路管理についてです。

町内における町道鍋田川線、川西農免、県道と、大きな道路に対しては目が向けられますが、地域における生活用道路にはなかなか目が向けられないのが現状かと思わ

れます。

例えば町道外平喜見入線、町道西対海地小林線には、3年ほど前に新しい橋が架けられましたけれど、橋は新しくなったんですけれども、そこへ乗り入れる道路自体はそのままの状態、非常に走りづらい道路形態となっております。

せっかく新しい橋ができて、使用される方が少ないという。大きなお金をかけたにもかかわらず、やっぱりそれに取り付ける道路がしっかりしていないと、使用する頻度が非常に落ちるといったことがあると思います。

また、町内に新しく23号線交差点から川西農免道路区間が完成し、交通の緩和がされたと思いますが、一部雁ヶ地・福崎線の通学路を要する交差点の部分がある。ここについては議会でも担当課長さんたちとも現地確認をさせていただきましたが、その中の話で、歩道はつけますと。皆さん、ここに信号がなぜつかないのかというようなお話があったと思います。

その辺のところ、そこを通られる住民の方々、やっぱり非常にここは危ない、皆様、そういうようなことが聞こえてきます。まして、南のほうにしてみれば、学童の通学路として、唯一の集団で走られる1本の通学路だと思います。事故が起きてからでは遅いと思いますので、交通安全協会なり警察なりがいろんなことを言ってみますけれども、住民サイドに立って、その住民しか分からないということがあると思います。その辺のところをしっかりと安全協会なり警察に住民の意見がこうだということで、しっかりお示しいただいて、学校とも協力し、子どもの安全、道路を管理する上で、皆さんが安全に通行できるという、そういう対策をしっかりと取っていただきたいと思いますが、その辺のところはどのように考えておられますか。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君の質問に対して、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの3番議席、加藤真人議員さん、2点目の道路管理についての御質問に対して、御答弁を申し上げます。

町内の道路管理につきましては、町民が安全で便利に移動することができるよう道路整備を進めているわけございまして、一方で、既存道路については、路面性状調査や、あるいは舗装長寿命化計画及び職員の道路のパトロールなどによって修繕の必要な箇所を選定いたしまして、計画的かつ効率的に進めているところでございます。

また、交通安全対策につきましては、国道や県道も含めまして、町内全ての道路において、交通安全施設の整備やら適正な維持管理に努め、併せて関係機関への要請も行っているところでございます。

加藤議員御指摘のありました2つの橋の架け替え工事でございますが、共に老朽化が著しく通行に支障が出るおそれがあったことから、架け替え工事を実施したところでござい

ます。

先日、開通いたしました町道雁ヶ地・福崎線の安全対策については、一昨年の大津市のあの事故を教訓に、横断歩道の開口部から車両が歩道に進入しないように鉄製のポールを設置したり、道路の形状や歩道と車道の区別がドライバーに一目で分かるように、視線誘導標を設置したり、また、現場の状況に応じて車両防護柵、あるいは転落防止柵を設置いたしました。

信号機の設置につきましては、設計段階から工事が完了に至るまでの間に公安委員会と協議を再三重ねてまいりましたが、信号機の設置要件に合致しないということから、信号が設置されないという状況になってございます。

しかし、議員もおっしゃるように、私どもとしても、町道川西幹線との交差点は小学生の通学路となっておりますことも併せて、格段の安全対策が必要であると考えていますことから、今後も引き続き公安委員会に対して信号機の設置の要望をしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げ、加藤議員の道路管理についての御質問に対する御答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 川西農免については、町長のお考え、また、そのように働きをされておるといことですので、できるだけ安全に通行ができるような形を早々に取っていただけるようお願いしたいと思います。

また、町道外平喜見入線の橋を架けて、老朽化によって新しく橋がなりました。私も先日、見入から外平喜へ抜ける道路を少し走らせていただきました。20メートルぐらいの区間だと思いますけれども、非常に走りづらい道路であると。そこの地域の住民の方もすごく走りづらい、道路がすごい傾斜になっていると。それでは車に乗っていても安心感はないという。この辺の道路に対して何らかの手当てをして、せっかく立派な橋を架けていただいたんですから、地域住民としてみれば、本道に出る道路として一番使いたい道路でありますから、橋までの取付け道路というのもしっかりと整備していただきたいと思いますが、その辺のところはどのようにお考えになっておられますか。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） 再質問に対して御回答させていただきます。

まず、今回2つの橋でございますね。町道外平喜・下見入線、町道西対海地・小林2号線、ひばり橋と小林橋という橋でございますが、確かに平成25年、26年に工事しております。

議員御指摘のとおり、幅員が広がったかという、橋は実は広がっておりません。現況のままでございます。あくまでもこの当時の橋梁架換工事、あくまで老朽化に伴う、あくまで維持管理上のものであるというのはまず認識してございます。

じゃ、取付け道路、そのときに合わせてということなんでございますが、まず、道路整備をするに当たって、町内の道路ネットワークというのを考えております。そもそもそこが交通量が多いところなのかどうかというのは、まず考えております。

その中で、今木曾岬町においては、南北のネットワークと東西ネットワークというのを考えていくんですけど、この当時、2つの橋についてはそこまでネットワーク上、大きな広い道路は必要であるというふうに判断していなかったことから、橋もそのままの幅員のままで架け替えているという現状になっております。

ただ、現状、そういうふうに御指摘があれば、また今後必要に応じて、ネットワークを含めて検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 今、内山課長さんから説明を受けましたけれども、地域の方としてみれば、小林線を通るより早いところ県道のほう抜けて、役場なり農協なりへ走りたいというのが現状なんです。実際には、道路が非常に使いづらいから、小林線を走って農協のほうへ抜けているというのが現状だと思います。それをきちっと整備していただければ、県道のほうに広い道路へ当然抜けられて、農協、役場のほうへ走られると思います。せっかくできた橋をやっぱり有効に使うためにも道路自体をきちっと整備していただかないと、県道のほうへはなかなか抜けづらいと思います。その辺のところはしっかりもう一度見直していただきたいと思いますが。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 加藤議員、再三の質問でございますが、あそこの道路、それから橋、今、現場をイメージしておるんですが、橋が高い、そして、道路がこういうふうになっておると、そういう意味の勾配がついておるということでしょうか。本道、県道からかなりの高さがあるということでしょうか。

○3番（加藤真人君） 見入から橋のほうへ向かって、外平喜の橋のほうへ向かっておる道路が。

○町長（加藤 隆君） だから、それは昔からの橋の形態が、高さ的にそういう形態にあったところだと思います。しかし、あれを平らにしようとするとな大変なことになりますので、しかし、御指摘のことも分かりますので、検討課題とさせていただきたいと思ってお

ります。

○議長（服部英二夫君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 町長からも御説明があり、また、今後検討して早急に改善していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部英二夫君） 以上をもちまして、通告をいただいております一般質問は全て終了しました。

これにて一般質問を終わります。

ここでお昼の休憩といたします。午後の再開時間は1時半といたします。

午前 11時46分休憩

午後 1時30分再開

○議長（服部英二夫君） それでは、休憩を解き、本会議に戻します。

日程第 2 議案第 1号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第9号)について

日程第 3 議案第 2号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第 4 議案第 3号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

日程第 5 議案第 4号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第 6 議案第 5号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算(第1号)について

日程第 7 議案第 6号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第 8 議案第 7号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第 9 議案第 8号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第10 議案第 9号 木曾岬町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第11 議案第10号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第11号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 13 議案第 12 号 木曾岬町立輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 13 号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 14 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 15 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第 17 議案第 16 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 17 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 18 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 19 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 20 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 21 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 22 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について
- 日程第 24 議案第 23 号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（服部英二夫君） 日程第 2、議案第 1 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 9 号）についてから日程第 24、議案第 23 号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 23 議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） ただいま議題としました議案につきましては、それぞれの常任委員会に付託し、御審議を願ひまして、各常任委員会から審査報告書が提出されております。よって、それぞれの委員長の報告を求めます。

初めに、伊藤好博委員長より教育民生常任委員会の審査報告を求めます。

登壇の上、お願いします。

○9 番（伊藤好博君） 議長、9 番。

○議長（服部英二夫君） 伊藤好博委員長。

○9番（伊藤好博君） それでは、教育民生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る3月5日午前9時から委員6名の出席の下、加藤町長、森副町長、山北教育長をはじめ教育民生常任委員会所管の執行部の同席を求め、委員会を開催いたしました。

令和3年第1回定例会において、本委員会に付託されました議案は、議件名を割愛しますが、議案第1号の所管部分、議案第2号から議案第4号までの補正予算4件、議案第11号から議案第14号までの条例の制定案及び一部改正案4件、議案第15号の所管部分、議案第16号から議案第18号までの当初予算案4件の計12議案でございます。

付託されました12議案について、まず、加藤町長より議事日程の説明を受けた後、付託議案の審査方法を諮り、各議案については、1件ごとに審査を行い、全議案審査の後、討論、採決も1件ごとに行うこととし、付託議案の審査を進めました。

その審査内容や結果について、御報告をさせていただきます。

まず、議案第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第9号）についての所管部分を議題として審査を行いました。

歳入ですが、保育料の増額の要因はとの質疑に対し、保育料は4月から8月までは前々年の所得を、9月から翌年3月までは前年所得により算定されるが、前年所得が増額となったとの答弁でした。

さらに登園自粛で副食費は下がっているのに、主食費は上がっているのはなぜかとの質疑に対し、主食費は、当初予算では90名で見込んでいたが、140名となった。副食費については、免除や日割り計算をしている期間があり、減額となったとの答弁でした。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の詳細はとの質疑に対し、ワクチン接種は1人2回接種として、2回接種で4,554円と全国で統一されている。その他に、体調によっては予診のみで終わる方もいる。それらを合わせ6,500人分を見込んでいるとの答弁でした。

歳出ですが、社会福祉総務費のふれあいの里の改修工事について、スロープや玄関周りに雨よけがないと思うが、工事に含まれているのかとの質疑に対し、屋根等は含まれていないが、車の横づけ、舗装等により、できるだけ雨に濡れないようにしたいとの答弁でした。

また、障がい者福祉費では、自立支援給付費が新型コロナウイルスの関係で利用人数の減少とのことだが、579万円の減額で必要な水準に達しているのかとの質疑に対し、当初予算9,600万円であり、今回の減額補正は大きな減額ではないとの答弁でした。

また、特別定額給付金の支給率が99.8%で給付されていない人がいるが、連絡はされているのかとの質疑に対し、未申請者に対し、再通知や戸別訪問をさせていただいたとの答弁でした。

次に、こども園費で、会計年度任用職員報酬が減額されている。職員募集の状況はとの質疑に対して、予算は4月から翌年3月までを見込んでいましたが、応募者の不足、年度

途中の採用や退職などにより減額となったとの答弁でした。

また、予防費の関係負担金で154万円の増額で、PCR検査を行ったとのことですが、どのような経緯でしょうかとの質疑に対し、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時流行することも踏まえ、医療機関がPCR検査を積極的に実施していただくことで、発熱患者を受け入れる体制を支援するためとの答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第2号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題として審議を行いました。

質疑では、歳入で、臨時特例補助金78万5,000円の増は10名分とのことだが、算定根拠はとの質疑に対し、実際には申請が出てからの積算になるので、推計で10人程度としているとの答弁でした。

また、歳出では、国保ラインシステム作業委託料で、様式の変更とはどのようなものかとの質疑に対し、国の補助金のシステムに伴う様式の変更との答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第3号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題として審査を行いました。

質疑では、歳入で、保険料で特別徴収と普通徴収の見込み違いとのことだが、当初との違いはとの質疑に対し、当初予算は見込み人数で、年度途中の死亡、異動により精査を補正したとの回答でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第4号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題として審議を行いました。

質疑では、歳出で、地域密着型介護サービス給付費の増額内容はとの質疑に対して、グループホームに関して350万円ほどの増額と、介護老人福祉施設で90万ほどの減額となったとの答弁でした。

また、全体で500万円の減額だが、コロナの影響はとの質疑に、緊急事態宣言中は通所サービスの利用の控えがあったが、最近は通常と考えているとの答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第11号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査を行いました。

質疑では、今回、低所得者に対しての応益割はどのような減額になるのかとの質疑に対し、上位法令の税制改正があったことに伴う不利益を生じさせないための減額との答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第12号、木曾岬町立輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を改正す

る条例の制定についてを議題として審査を行いました。

質疑では、第5条の適正と認められる公共的団体とはとの質疑に対し、社会福祉協議会との答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第13号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審議を行いました。

質疑では、保険料の算定根拠はとの質疑に対し、第8期の介護保険事業計画を策定し、その中で、令和3年度から令和5年度までの3か年間の標準給付見込額と第1号被保険者の保険料を基本に算定している。第1段階から第10段階までのうち、第5段階を6万9,972円と見込んだとの答弁でした。

討論では、反対討論で、制度開始から20年経て第8期目に入るが、第1期目から保険料が2倍強となる。第5段階で月600円値上がり、介護保険料は据え置くべきとのこと。賛成討論はございませんでした。

次に、議案第14号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題として審議を行いました。

質疑では、6条2項の利用者の回数の制限がかけられるようになってくるのではとの質疑に対し、特定事業所集中減算というものがあり、同一事業所に80%を超えて偏ることがないようにするためとの答弁でした。

討論では、反対討論で、4条例で共通しているのは、感染症対策、災害や虐待対応などでただすべき点がある。ハラスメントには制限がかけられていることに疑問があるとのこと。賛成討論はございませんでした。

次に、議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算についての所管部分を議題として審議を行いました。

質疑では、歳出で、こども園費の会計年度任用職員は何名かとの質疑に対し、保育士10名、調理員1名、用務員1名との答弁でした。

次に、塵芥処理費では、ごみリサイクル協議会委員報酬がなく例規集からも廃止されているが、なぜなくなったのかとの質疑に対して、協議会の取組によってある程度ごみの減量化が進んだことで、リサイクル推進協議会は行わないことになったとの答弁でした。

次に、教育費の事務局費の安全監視員委託料が今年度大きく減少しているが、その理由はとの質疑に対し、今年度に地域BWAを利用したビーコンを小学生への配布が完了していることと、安全監視パトロール用のベストを作成し、各団体に見守りの協力をいただいていることから、車での巡回を来年度から削除するとの答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第16号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算につ

いてを議題として審議を行いました。

質疑は、歳入では、一般会計繰入金、法定外の繰入れはとの質疑に対して、法定外繰入は前年度同額の1,000万円の繰入れをしているとの答弁でした。

歳出では、特定健康診査等事業費で、委託団体を変えた理由はとの質疑に対して、3年契約で令和2年度から業者が変わったとの答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第17号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題として審査を行いました。

質疑は、歳入では、保険料では軽減世帯が多くなりそうで減額180万円出ているが、今までとの違いはとの質疑に対して、軽減世帯の見込みは、昨年に比べ7割軽減、2人増、5割軽減が8人増、2割軽減が7人増で、合計17人増との答弁でした。

討論は特にございませんでした。

最後に、議案第18号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算についてを議題として審議を行いました。

質疑では、国庫補助金の調整交付金で、1号の格差調整とは具体的にどのようなことかとの質疑に対して、第1号被保険者数の要介護者、要支援者の認定者数等の人数により算出され、毎年的人数により交付額が変わるとの答弁でした。

また、今回報酬単価が改正されることによる利用者の負担増につながるのかとの質疑に対して、3年に1度の報酬改定があるが、影響は把握していないとの答弁でした。

討論は、反対討論で、第8期介護保険計画に基づいた予算であり、保険料の値上げ、報酬単価の引上げによる利用者負担増は給付抑制につながるとのこと。賛成討論はございませんでした。

以上、付託されました議案第1号の所管部分、議案第2号から議案第4号、議案第11号から議案第14号、議案第15号の所管部分、議案第16号から議案第18号の12議案を審査しました結果、議案第1号の所管部分、議案第13号、議案第14号、議案第18号は賛成者多数、議案第2号から議案第4号、議案第11号、議案第12号、議案第15号の所管部分から議案第17号は全員賛成で、本委員会は原案のとおり可決するものと決定しました。

以上のとおり報告させていただきます。

令和3年3月12日、教育民生常任委員会委員長、伊藤好博。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

教育民生常任委員会の皆様には、当日、長時間にわたり慎重審査、御苦労さまでございました。

続いて、三輪一雅委員長より総務建設常任委員会の審査報告を求めます。

登壇の上、お願いします。

○7番（三輪一雅君） 議長、7番。

○議長（服部英二夫君） 三輪一雅委員長。

○7番（三輪一雅君） 総務建設常任委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月9日火曜日午前9時より委員6名出席の下、加藤町長、森副町長をはじめ総務建設常任委員会所管の執行部の同席を求め、委員会を開催いたしました。

令和3年第1回定例会において、本委員会に付託されました議案は、議件名を割愛いたしますが、議案第1号の所管部分、議案第5号から議案第8号までの補正予算案5件、議案第9号、議案第10号及び議案第23号の条例の制定案及び一部改正案3件、議案第15号の所管部分、議案第19号から議案第22号までの当初予算案5件の計13議案であります。付託されました13件の議案について、加藤町長より議事日程の説明を受けた後、付託議案の審査方法をお諮りし、各議案について1件ごとに審査を行い、全議案審査の後に、討論、採決も1件ごとに行うこととして、付託議案の審査を進めました。

その審査内容や結果について、御報告をさせていただきます。

まず、議案第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第9号）についての所管部分を議題として審査を行いました。

主な質疑としまして、歳出ですが、都市公園管理委託料が大幅な減額となったが、維持管理内容が変わって減額になったのかとの質疑に対して、委託内容は変わっていない。請負差金による減額との答弁でした。

次に、自主運行バス使用料で450万円減となっているが、原因はどの質疑に対して、休校措置で高校生の利用者減もあるが、一番大きいのは新型コロナウイルス感染症の影響で通勤での利用が大幅に減少したとの答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第5号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は、特にありませんでした。

次に、議案第6号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は、特にありませんでした。

次に、議案第7号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題として審査を行いました。

質疑では、清掃委託料で、200万円減の理由はどの質疑に対して、請負差金によるものとの答弁でした。

討論は特にありませんでした。

次に、議案第8号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題として審査を行いました。

質疑では、委託料で、計画書の作成業務が減額とし、職員で作成したのかとの質疑に対して、簡易版が厚生労働省から出ていて、それを参考に作成することとしたとの答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第9号、木曾岬町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題として審査しましたが、質疑、討論は、特にございませんでした。

次に、議案第10号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査しましたが、質疑、討論は、特にございませんでした。

次に、議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分を議題として審査しました。

質疑は、歳入では、今年度、骨格予算と聞いているが、2億4,000万円の財政調整基金繰入金が生計上されている。6月の補正では3億から4億の基金繰入が必要となるのかとの質疑に対して、財源確保も早々にはないので、財政調整基金を取り崩しながら補正予算を検討したいとの答弁でした。

次に、農地中間管理事業補助金で、毎年減っているようだがとの質疑に対して、中間管理機構を利用する方は伸びていないが、利用権設定により集積率は毎年上がっているとの答弁でした。

歳出では、地域BWA事業費として、719万4,000円の予算はどのような負担金かとの質疑に対して、町内4か所に設置している基地局の維持管理経費の負担金との答弁でした。

また、需給調整推進対策事業の農地集積・集約化支援補助金239万7,000円はどのような補助金かとの質疑に対して、1反当たり1万5,000円で、10ヘクタール分農地を集約して作業効率を上げるために農地交換を行うと1反当たり1万円で4ヘクタール分、地区で取り組むと1地区2万円で2集落分、1農家当たり500円で30軒分、面積に応じて1反当たり600円で7ヘクタール分を見込んでいるとの答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第19号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、議案第20号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第21号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について、議案第22号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について及び議案第23号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査しましたが、質疑、討論は、特にございませんでした。

以上、本委員会に付託されました議案第1号の所管部分、議案第5号から議案第10号、議案第15号の所管部分、議案第19号から議案第23号までの執行部提出議案13件は、

慎重に審査いたしましたところ、全議案とも全員賛成で、本委員会は原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上のとおり御報告させていただきます。

令和3年3月12日、総務建設常任委員会委員長、三輪一雅。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

総務建設常任委員会の皆様には、当日長時間にわたり慎重審査、御苦労さまでございました。

○9番（伊藤好博君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 9番議席、伊藤好博君。

○9番（伊藤好博君） 先ほどの教育民生常任委員会の報告の中で、議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についてのところをどうも補正をつけて補正予算と言ったとの御指摘がございましたので、正しくは、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についてでございますので、よろしく申し上げます。どうも失礼しました。ありがとうございます。

○議長（服部英二夫君） これより各常任委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対して御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑がないようですので、質疑を終結します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午後 2時 5分散会

○議長（服部英二夫君） 議員の皆様方には慎重な御審議ありがとうございました。また、加藤町長をはじめ執行部の方々には大変御苦労さまでした。なお、最終日は3月16日午前9時より再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。